

出口：「子どもの声を聴く」を実現するために

「子どもの声を聴く」を実現するために

—ニック・リー『子ども期と社会——不確実な時代における成長』—

出口 花

Nick Lee

Childhood and society: Growing up in an age of uncertainty

(Buckingham: Open University Press, 2001)

Hana DEGUCHI

1. はじめに

1989 年、国連総会にて子どもの権利条約が採択された。これは世界中の全ての子どもがもつ人権を定めた条約であり、196 の国と地域が批准している¹⁾。遡ること 41 年、1948 年には、同じく国連総会で世界人権宣言が採択されているが、ここに子どもは含まれなかったのだろうか。Ph. Aries は、かつて子どもは「小さな大人」として扱われており、現在のような庇護すべき「子ども」概念が誕生したのは近代以降の出来事であるとしている (Aries 1960=1980)。子どもの権利条約では、教育を受ける権利、差別や虐待を受けない権利、労働などの経済的搾取から守られる権利、武力紛争下における権利などについて具体的に定められており、ほとんどが声なき子どもを大人が利用することによる問題について扱っているといえる。Aries の論では、子どもを庇護する対象として大人と区別するようになった経緯が描かれているが、それは子どもの声を聴く価値のないものとするにも繋がってしまった。子どもの権利条約はこうした状況を踏まえ、「子どもの声を聴く」ことを中心的課題として掲げて子どもの主体性を重視する。1948 年から 1989 年までの 41 年間で、単なる保護の対象であった子どもが主体性を持つ存在へと変容していったことが示唆される。

本書はこうした世界規模の問題を踏まえ、子どもがどのような存在として見られているのか、子どもの声を聴くとはどういうことなのか、時代変化にも触れながら検討している。子どもの主体性を謳う子どもの権利条約だが、そもそも「子ども」と特別視することの意義や影響は何か。個人化やインターネットの普及が進み、ますます流動的になっている社会において、「大人」と照らし合わせることで「子ども」や「成長」の存在を見直すことが目的に据えられている。本稿では、本書の概要を整理した後、その内容に照らして日本の状況について考察を加える。日本は 1994 年に同条約を批准しているが、2010 年の政府報告審査では、国連の子どもの権利委員会から児童の意見の尊重が制限されているとの指摘がなされている。批准から 22

年経った 2016 年に児童福祉法が改正され、ようやく日本の法律に児童の権利が明記されたとして、取り組みの遅れが示されている（一場 2022）。2023 年にはこども家庭庁の発足とこども基本法の施行がなされ、ここ数年で徐々に子どもの主体性に目が向けられてきた状況である。このような状況下の日本において、子どもはどのような存在とされているのか、そして子どもに関する研究はどのようになされているのか、主に社会的養護のもとで育つ子どもに着目して検討する。

2. 著者について

本書の著者である Nick Lee は、現在英国イングランドにあるウォーリック大学の准教授である。教育学を担当しており、教育、児童社会学、科学研究などの分野に従事している。過去には ESRC (Economic and Social Research Council) や BBSRC (Biotechnology and Biological Sciences Research Council) における研究にも携わっている。

彼は主に、子どもや教育とテクノロジー、生物社会学、環境などとの関係性について研究している。近年ではバイオテクノロジーの発展や気候変動などを教育や子ども期の問題と関連付けて論じており、扱うテーマは、具体的な教育方法の検討から研究方法論に至るまで幅広い。彼の研究の多くは「将来を担う子ども」という視点を持っており、技術革新や環境問題といった現在進行形で刻々と変化している現象を鍵に教育や子どもについて考察されている。2022 年には中国における ESD（持続可能な開発のための教育）についての共著論文も投稿している。本書においても、科学技術の発展と子ども期との関係性に着目して、今後の子どもの在り方を検討している。未来志向の研究スタンスには一貫性が見られる。

3. 本書の概要

3.1 子どもという存在はどのように認識されてきたか

本書は序章における、しばしば子どもは年齢に基づく分断により、意見を聞く価値のない存在として扱われることがあるが、それは再検討の余地があるだろうとの指摘から始まる。なお、本書での子どもの定義として、筆者は「0～18 歳」としているが、あまりにも年齢が低すぎる段階については本書の範疇を超えているとも述べている。

第 1 章では、国連が 1948 年に全人類の権利を保障した後、1989 年に子どもの権利条約を出したことに触れる。そのうえで、これは大人を完全で独立した存在、子どもを不完全で独立していない存在として区別する世の中の風潮を端的に示していると指摘する。言い換えれば、human “being” としての大人と、それになりきれていない human “becoming” としての子どもである。第 1 章では、以下、次のように論が展開する。子どもは安定した大人の対称として位置付けられてきたが、近年ではもはや大人も安定的ではなくなっている。大人は安定した存在であるという考え方は戦後から 1970 年ごろまでのフォード主義の興隆に伴って登場

したものである。同じところで同じ仕事内容で同じ人と働き続けるというあり方が大人に安定をもたらし、それは大量生産・大量消費による好循環に支えられていた。また、職だけでなく家族という親密な関係も安定的であった。しかし今やフォーディズムは崩れ、家族間の関係もよりフレキシブルなものに変化している。それによって、大人の子どもに対する権威にも揺らぎが生じているのである。いわゆる「不確実な時代」が訪れている。

ただ、著者によれば子どもが依存的だと考えられる理由は、単に独立した大人との対比だけで説明できるものではない。第2章では、子どもが未来への投資でもあり、国家の目的や野望に応じるようコントロールされてきたことを指摘する。例えば社会学者のドンズロは18世紀から20世紀のフランス国家における孤児院について、孤児院で育つ彼らは失うものがないため死に対しての恐怖がなく、軍隊や植民地に送るのにぴったりだと述べたという。これはまさに国家の目的によってコントロールされた子どもの姿といえる。ところが近年、グローバル化が進み、国家が制御できる範囲が不明確になってきており、子どもを国家の未来のために教育することが難しくなってきた。この不確実な時代に、子どもは依存性を残しつつも、国家から独立し始めていると、著者は指摘する。

第3章では、子どもの社会学を参照しつつ、なぜ子どもが“being”としてみなされるべきなのか、そして不確実なこの時代に“being”という捉え方は大人にとっても子どもにとっても適切であるといえるかについて考察している。著者の主張は以下の通りである。社会学の領域では、子どもを文化や慣習の面から見てきた。例えばパーソンズは、子どもは生まれたそれぞれの社会の慣習や文化を内面化していき、それによって社会の中で居場所を作っていく、またそれによって社会にも秩序が生まれるとしている。しかしこうしたパーソンズの主張は、安定した社会であったからこそ成り立つものではないか。また心理学の領域では、ピアジェが言うように、子どもは自己と外界の区別がつかず、合理的な思考ができない存在であると考えられてきた。成長に伴って自己と外界を区別できるようになり、規則性を見つけて合理的に考えられるようになるのだという主張である。社会学も心理学も、子どもが“becoming”な存在であることを前提としており、こうした支配的な思考枠組みは子どもを固定観念で捉えることを推進してしまい、権利をもつ一人の人間としての子どもの姿を見られなくしてしまう。これに対してジェームズとプラウトは、子どもを大人と同様に社会のエージェント、“being”的な存在としてみなす新しいパラダイムを構築したという。しかし、著者はまた、そもそも不確実なこの時代において“being”たるものは存在し得るのだろうかとも述べている。

第4章では、“Children out of place”、つまり“becoming”の枠にも“being”の枠にも入れない「場外」の子どもについて紹介する。先述したように子どもは“becoming”的な存在として扱われ、保護の対象とされてきたが、そのような動きには当然階級差があり、中産階級の子どもたちに限られてきた。

著者はまず、貧しい地域といえる南半球について次のように論を展開する。近代化を実現するにあたり、各国では農村の自給自足的な経済からフォーディズムへの変化を迫られ、都市貧困層が出現した。この層の子どもたちは家族によるインフォーマルな雇用や教育から国家の監督下に引き摺り出された。その後フォーディズムが衰退し、構造調整政策（SAPs）によって市

場化が推進されたことで、貧富の差は拡大し、育児や教育の負担は家族に戻された。その結果“becoming”の枠に入れないストリートチルドレンの問題が大きくなった。ブラジルのストリートチルドレンが非番の警察官によって発砲された事件は、ストリートチルドレンが不潔で危険な存在だとみなされていたがゆえに起きた。これはまさに彼らが“being”や“becoming”といった子どもの理想的なカテゴリーに当てはまらなかったことを示している。

北半球においては、次のような展開をたどったと著者は述べている。1960年代ごろから都市化の進行とともに人種や経済状況によって住む場所が区分されるようになっていった。さらに不況に伴って公営住宅への支出が減少し、貧困の集中する地域が可視化されるようになった。家庭における育児や教育に対する公的な支出も削減され、子どもは家庭の“being”的な存在としてはいられなくなっていった。1980年代に入ると、貧困地域における経済再生の手段として社会関係資本が注目されるようになる。しかし、こうした貧困地域では子どもたちがギャングなどのかたちで悪い社会関係を築くようになり、夜遅くに歩くようになる。そして結局は法や警察による統制のターゲットとなり、家庭や警察の保護下に連れ戻されるのだ。結果、南半球と同様に彼らは、“being”や“becoming”といった子どもの理想的なカテゴリーのどちらにも落ち着くことができず、板挟みの状況に陥ってしまう。

ストリートチルドレンやギャングとなった子どもたちは「場外」の子どもとなり、“being”や“becoming”といった枠にはまらなくなってしまった。不確実な時代における貧富の差の拡大は、貧しい子どもたちに重荷としてのしかかっていると、著者は指摘している。

第5章では逆に、“Children in their place”、つまり、従来“becoming”の枠に入っていた子どもたちについて検討されている。要約すると次のとおりである。一般的な家庭においては、第二次世界大戦後にテレビが急速に普及した。これによって子どもが大人と同じ情報に触れることが可能になり、この点においてはもはや、子どもが大人に保護される存在ではなくなってしまった。さらに、子どもが消費の決定権を持つようになり、子どもが主要な経済プレーヤーになっていったのだ（例えば子どもがいる家庭の方が明らかに多くケーブルテレビを契約していたり、ビデオカセットレコーダーを購入していたりする）。これによって、現代の子どもたちは貧富に関わらず“being”と“becoming”の両面を持ち合わせるようになった。学校に目を向けてみても、従来教師は、完全な“being”としての存在であるとみなされ、その反対に位置する生徒の“becoming”性によって権威づけられてきたが、今やICTの導入によって生徒も独立した情報クリエイターになってきている。インターネットでは膨大な量の情報に触れられるため、情報を自分でフィルタリングする力が求められる。しかも教師が事前にフィルタリングしたものを子どもに渡すのではなく、子どもたち自身がフィルタリングする力を身に着けるべきだとされている。これまでは生徒に受動的な役割を押し付けてきたが、能動的な学習者として扱い始めたのだ。さらに子どもたちは、終わりのある学習ではなく、学校を卒業した後もいろいろなものに興味を持って学び続ける力が求められている。教育の目的が、不完全な“becoming”から完全な“being”になることではなく、終わりのない“becoming”の活性化に変化したのである。教師もまた、自分自身に学習者や共同学習者としての役割を見出さなければならず、絶えず学び続ける力が求められている。

3.2 子どもの声を聴くために

子どもを情報から保護・隔離することが必要だという考えは長期にわたって続いてきた。著者はこのことを確認したうえで、それが間違っていると完全に否定するのは賢明ではないものの、子どもたちの声を奪ってきたと言う点では批判すべきであると述べる。不確実な時代の曖昧さによって生じた負荷を子どもたちだけに負わせるのではなく、複数の立場に再分配する必要があるという。

このような問題関心から、第6章で著者は、子どもたちの沈黙がどのように起こったのかを検討する。その要旨は次のとおりである。子どもに渡る情報を全て事前に大人がフィルタリングするとすれば、子どもが知っていることは全て大人も知っていることになる。そのような考えに基づけば正当に子どもの声を無視することができるのだ。それでは子どもの声は無視して良いのだろうか。いやそうではない。世界では子どもを貧困や虐待に陥れる現状がある。子どもが沈黙しているのを良いことに、勝手な大人の基準によって子どもを国家や大人の都合のよいように使ってしまう例があるのだ。

子どもの権利条約は、子どもが自分の声を届けることができる国際的な機関を設けることを約束しているが、それは簡単なことではない。子どもの権利条約は1989年に採択され、その後アメリカを除くすべての国が批准した。54の条文は子どもの安全上の権利や健康面、教育などに言及している。しかし15歳以上であれば兵士になる場合がある、第31・32条などの規定を守れば子どもも働くことができるなど、悲しき留保も残っている。この条約は子どもに“global citizens”としての権利を与え、声を届ける国際的な「場所」を提供するが、それは非常に曖昧でユートピア的な存在であるとの批判もある。第44・45条は各国や機関に報告書の提出を宣誓させており、それがせめてもの強制力になっている。第12条では子どもの声に耳を傾け、子どもの意見に重みを持たせる必要性が説かれているが、その記述は非常に曖昧なものである。どのような事例に当てはまる話なのか、どれくらい重みを与えられるのか、自分の意見を形成できる力を持った子どものみに限定されているが、そのような力を持っているか否かは誰がどう判断するのかなどがはっきりしない。すべての国のすべての子どもに当てはまるようにするには、子どもの曖昧さを条文に含める必要があったが、それは非常に複雑で難しい。しかし、こうした曖昧さは悪い側面ばかりではない。第12条はこうした子どもをとりまく曖昧さについて考える機会を批准した各国家に与え、曖昧さによる負担を子ども以外にも再分配する役割も果たしている。

もう一つ、子どもの声が保障され得る場として、英国の刑事裁判所を挙げることができる。証人は裁判所において非常に重大な役割を担うため、正確に真偽を話せる人でなければならない。子どもの証人は信頼できるのかについては、たびたび疑問に付されてきた。イギリスではcompetence tests という定められたテストによってその能力が図られてきたが、それをパスしてもなお陪審員に信頼されるよう振る舞う必要があり、子どもにとってはかなり重荷である。しかし20世紀終わりになり、子どものビデオレコードによる証言が認められるようになった。これによって子どもは、過去の出来事を正確に話せるのか、そして物事を正確に話せるだけ成

長しているのかという二重の疑問に同時に付されることから逃れることができ、曖昧さの負担が陪審員や裁判官に分配された。子どもにとって最も大きいハードルが取り除かれたのだ。ここまで見てきたように、子どもの権利条約や英国の裁判所では、部分的ではあるが子どもの声が認められるようになってきた。これらにおいては限定的ではあるものの、曖昧さという重荷を子ども以外にも背負わせることができている。

第7章では、子どもも大人も曖昧になった不確実な時代において、大人も含めて皆が不完全で依存的な存在であると考えざるを得ない道もあるのではないかと提案される。論旨は次のとおりである。第二次世界大戦後、アメリカはヨーロッパの再建を目指してマーシャルプランを実施した。それによってフランスなどでは中央集権化が進み、そこでは“self-presence”、自分が今ここにいて、自分自身で意図を伝えているという考え方が重要視され、それが信頼につながっていた。つまり“being”的な存在が信用に足るとされたのだ。一方で女性や子ども、奴隷の声は無視されがちだった。しかし、意図の伝達が書き言葉を介すことになると、そのメッセージは信頼の拠り所になっている“self-presence”と分離してしまうため、“self-presence”と“being”との対応に疑問が生まれる。中央集権国家における権力者のメッセージは基本書き言葉であるため、この権力に対する信頼も疑問に付される。このような観点においても、大人と子どもの区分はますます曖昧になっていったのである。哲学者ドゥルーズと精神科医ガタリは、大人であれ子どもであれ、人間は何かしらの存在と“assemblage”な状態にあること、つまり組み合わせによって協力することによって成り立ってきたと指摘する（例えば人間が馬に乗ることで武力を上げるなど）。このように考えれば、人間は皆、“becoming”的な存在であるといえる。大人も常に学び続け、変化し続けているのである。

3.3 子どもを対象とする研究のあり方

第8章では、社会学における子ども研究に言及される。その要旨は以下のとおりである。

社会学においては「自信」が重要な概念とされる。ある基準にそぐわない経験をしたとき、人々は通常基準の欠陥とするのではなく、自分自身の欠陥であると思ってしまう。基準があることで自分に自信を持てるのである。したがって、本文献で言及してきたようなこれまでの子ども／大人概念を捨てることは、ある種自信を奪われる経験でもある。しかし、これを乗り越えて基準に欠陥を見出していくスタイルは、フェミニズムの運動を見習えば可能である。また、社会学は大人がスタンダードとされてきた時代と同時期に発達してきたため、社会学自体が大人中心の基準に飲み込まれている可能性がある。まずは社会学のこうした側面を、問題の俎上に上げるべきである。

これまで社会学では、それぞれ異なる個性を持った個人やグループがどのように社会秩序を保つのかについて説明してきた。デュルケムの集合意識やマルクスとエンゲルスのイデオロギーなどが秩序を保つ要因として挙げられ、社会には何らかの「慣習」があるとされてきた。しかし社会は、一方では変化するものであるとも認識されている。この変化は「エージェンシー」によるものである。人々は「慣習」の外に社会を動かす「エージェンシー」を持っているのである。そして、どこを変化させるべきでどこを維持するべきかを判断するのに必要なのが「倫

理」である。

子どもの社会学を変化させるには、社会学の主流に立ち向かっていかなくてはならない。3章などで述べたような、子どもを“being”として見ることは、言い換えれば子どもを「エージェント」として見るということである。このような考え方は、結局成熟した大人を基準とする社会学の慣習に則ったままであり、妥協点のようなものである。一方で皆を“becoming”として見ることは、ラトゥールのアクターネットワーク理論（ANT）に照らして考えることができる。例えば天才と呼ばれた細菌学者のパストゥールが一人では牛乳の殺菌を成功させることができず、さまざまな機器や人物に頼ったように、「エージェンシー」でありながらも独立はしていないという形が考えられるのである。これにより、子どもが大人のように独立した「エージェンシー」をもち得るのかという問いは生じ得なくなり、子どもが何かに頼りながらどのように「エージェンシー」を築くことができるのかという問いに変換される。「依存的なエージェンシー」が成り立つのである。同様に、「不完全な（incomplete）慣習」という存在も考えられる。エスノメソドロジーの分野では、慣習は固定的なものではなく、人々の交渉によって絶えず変化し続ける、オープンエンドの存在であるとされているのだ。さらに、「倫理」も動的なものとして捉えることができる。例えばエスノグラフィーの方法をとることで子どもの声を直接聞くことができるが、この方法では、より直接的な子どもの声しか拾うことができない。子どもが“becoming”であると定義するならば、ひょっとすると正当な仲介者を挟んだ方が子どもの声を真に反映することになるのかもしれない。ある倫理的スタンスが他のスタンスよりも優れているかどうかを気にするよりも、適切な仲介や拡張のあり方は何かと問うことが社会学研究者には求められるだろう。

最後に第9章では、「成長」という概念について検討される。著者によれば、この不確実な時代において「成長」とは、単線的な時間経過や、“becoming”的な存在が“being”的な存在になることを指すのではない。「成長」とは、秩序間の変化のペースを遅くすることである。例えば子どものごっこ遊びを見れば、さっきまでおもちゃを食べ物として扱っていたかと思えば、気づけば医者の道具になっているなど、目まぐるしく秩序や役割が変化している。しかしやっていることは大人と大して変わらないのである。一方で大人の世界、例えば裁判所であれば、ある程度長く秩序や役割が持続され、それがその後の刑期などより広い秩序に拡張されていくという重みがある。これが成長というものなのだ。これは子どもがロマンチックな状態であるという従来の見方を助長するかのようだが、そうではない。子どもが持つこうした変化の速さと拡張の少なさも大人も使えるものである。

4. 考察

以上本書の内容を概観してきたが、第2章で孤児院の例が挙げられていたように、社会的養護のもとにある子どもは直に国家の意図や各時代の状況の影響を受けやすい存在であり、以前は国家の目的のために利用されることもあった。彼らは国家から“becoming”な存在にとどめ

られやすい可能性が考えられる。したがって社会的養護における子どもの声については、特に慎重に考慮する必要があるだろう。そこで以下では、主に日本において社会的養護のもとにある子どもがどのように認識され、彼らの声がいかに聴かれているのか検討していく。第4章、第6章、第7章の内容を中心に参照しつつ、最後に第8章の内容に基づいて社会的養護の子どもたちをめぐる社会学研究についても考察を試みる。

4.1 社会的養護における“becoming”

先述したように、第4章では“children out of place”、「場外の子ども」について示されている。ストリートチルドレンやギャングと言われる子どもたちは、貧富の差によって“becoming”の枠に入ることができず、かといって子どもであることによって“being”になりきることできない。本書では特に北半球、つまり先進国においては子どもが一度家庭における“becoming”の枠から追い出されたものの、結局は半ば強制的に家庭や警察のもとに引き戻されるとの記述がある。これは、日本において経済的理由やその他の状況などによって家庭で育つことのできない子どもにも当てはまる状況ではないだろうか。子ども本人にはどうしようもない理由で、家庭という“becoming”の枠に入れなかった経験をするという点で共通している。日本ではこうした子どもたちが社会的養護のもとに置かれるのであり、彼らはもう一度別の形の“becoming”の状態に連れ戻されているといえる。子どもの権利条約に戻れば、第20条で家庭環境にとどまれない児童が国の与える保護・援助を受ける権利を保障している。彼らが国の保護下に入ることは権利なのである。社会的養護、ひいてはそれを担う福祉分野では、彼らを“becoming”の状態にすることが当人にとって必要なものであるという前提に立っていると考えられる。当然、金銭的・社会的な問題を考えれば、彼らを保護下におくことは不可欠だと考えられるが、本書の主張を踏まえれば多少の疑念が残る。何らかの事情により家庭で暮らせない子どもにとって、社会的養護に移ることは、彼らの声が聴かれたということになるのか。それとも「大人」によって対等でない“becoming”の状態に押し込められてしまうことになるのか。本書は社会的養護が前提としている考え方に一石を投じる可能性を持っているだろう。

4.2 社会的養護のもとで育つ子どもの声

それでは、社会的養護のもとで育つ子どもの声には、どのように重みを持たせられるだろうか。第6章では、子どもをめぐる曖昧さによる負担を子どものみにかけないようにする事例が紹介された。英国の刑事裁判所における子ども証人についての記述では、ビデオレコードが認められたことにより、証人としてふさわしい能力を備えているように振る舞うという負担が子どもにだけかかってしまうことを防いでいる。換言すれば、子どもを“being”的な存在にさせることを丸投げしないということである。これによって証人となる子どもの声に重みを持たせることができたのだ。社会的養護においては、子どもを養護し、支援すること自体が子どもの声に重みを持たせる取り組みなのではないか。子どもを養育し、子どもが声を発することのできるよう支援することで、本人のみにかかる負担を軽減していると考えられる。社会的養護とは少し離れるが、非行少年に対する矯正教育を例に考えるとよりわかりやすい。非行少年は加

害者としての側面ももつために、どこまで彼らの声に重みを持たせられるのかは議論の余地があるだろう。そこで矯正教育によって彼らの立ち直りを支援し、社会的に彼らの声に重みを持たせられるように手助けをすることは、彼ら自身だけでは背負いきれない負担を分配しているといえるのではないか。ただし、社会的養護や矯正教育は上述したように子どもを“becoming”に戻す行為でもある。その営みは子どもを“becoming”に押しとどめ続けるような介入の正当化を容易に招きかねないという危険性と隣り合わせである。本書の内容から、こうしたジレンマが見出せるのではないだろうか。

しかし、日本における社会的養護では、このジレンマが軽減される可能性も考えられる。社会的養護にもさまざまな形態が存在するが、特に日本において大多数を占めているのが施設養護である。現状の施設養護においては、子どもたちは集団生活を送ることが基本となる。したがって、施設では大人だけではなく同年代の子どもとの関わりも生じ、子ども同士で協力関係も含めたさまざまな関係性が築かれる。この形はまさに第7章で示される“assemblage”の状態といえる。集団生活は、子どもたちに“assemblage”を実現させ、自身の声を取り戻させるという可能性をもつのではないだろうか。社会的養護においては家庭化論の是非が議論されているが（藤間 2017）、本書の“assemblage”な状態を理想とする主張を踏まえれば、この面において集団生活を前提とした施設養護が家庭養護に比して理想に近づきやすいとも考えられるだろう。

4.3 社会的養護に関する社会学研究

第8章では、社会学における子どもの見方について言及されている。エスノグラフィーの手法については、子どもの声を直接聴くことができる一方で、適切な仲介者を挟む方が子どもの真の声を引き出せる可能性も示されている。実際に日本において社会的養護について多くの研究が掲載されている「家族社会学研究」を例に挙げてみる。例えば三品拓人の研究では、児童養護施設におけるフィールドワークに基づき、そこでの日常生活についての記述が試みられている。フィールドワークであるため、児童と職員の声がともに記載され、生活の詳細で具体的な描写が実現されている（三品 2022）。一方で宇田智佳の研究では、児童養護施設に入所する中学生を対象にインタビュー調査がなされている。まさに子どもの声を直接聴く手法であり、中学生が抱えるジレンマや意味づけについての分析がなされ、子どもの内面が丁寧に描かれている（宇田 2023）。また大日義晴の研究では、里親に対する調査が行われている。末尾には里子にとっての里親についても考察がなされているが、里親との関係性を軸にした分析が展開されている（大日 2020）。以上の研究はいずれも、調査目的に適した調査対象者や調査方法が選ばれており、知見はどれも説得的であるが、子どもの声を真に聴けているのかという観点からの評価があってもよいのかもしれない。誰が適切な調査対象なのかを問うことに加えて、上記のような多様な研究手法・結果を組み合わせることで子どもの真の声に迫るという、研究者にとっての“assemblage”も重要なのではないか。今後の子ども社会学においては、子どもという最終的な研究対象に近づくべく、各研究の研究対象に多様性を持たせ、それらを照らし合わせる必要があるといえるだろう。

〈注〉

- 1) 日本ユニセフ協会, 2025, 「子どもの権利条約」, 日本ユニセフ協会ホームページ, (2025年1月15日取得, <https://www.unicef.or.jp/crc/>) より。

〈文献〉

- Ariès, Philippe, 1960, *L'Enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime*, Paris: Plon. (杉山光信・杉山恵美子訳, 1980, 『〈子供〉の誕生——アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房).
- 一場順子, 2022, 「子どもの権利条約に基づく子ども条例・子どもの相談救済機関」『学術の動向』27(6): 14-7.
- 三品拓人, 2022, 「児童養護施設の日常生活において見られる『家庭』の内実——『普通のサイズ』と対応の判断基準に着目して」『家族社会学研究』34(1): 29-42.
- 大日義晴, 2020, 「里親にとって里子は『家族』か?」『家族社会学研究』32(1): 33-46.
- 藤間公太, 2017, 『代替養育の社会学——施設養護から〈脱家族化〉を問う』晃洋書房.
- 宇田智佳, 2023, 「児童養護施設で暮らす子どもたちの家族をめぐる〈語り〉——家族の再構築に向けた実践に着目して」『家族社会学研究』35(1): 32-43.